

【新設】（仮想通貨信用取引に係る売付け及び買付けに係る対価の額）

- 2-3-62 法第 61 条第 1 項《短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益》に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同条第 7 項に規定する仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付け又は買付けを行った者が、当該仮想通貨信用取引に関し、仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律第 2 条第 7 項《定義》に規定する仮想通貨交換業を行う者をいう。以下 2-3-65 までにおいて同じ。）に支払う又は仮想通貨交換業者から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額（令第 118 条の 6 第 9 項《短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等》に規定する仮想通貨の売付けに係る対価の額をいう。以下 2-3-62 において同じ。）又は買付けに係る対価の額（令第 118 条の 6 第 9 項に規定する仮想通貨の買付けに係る対価の額をいう。以下 2-3-62 において同じ。）に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。
- (1) 売付けを行った者が仮想通貨交換業者から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。
 - (2) 売付けを行った者が仮想通貨交換業者に支払う買委託手数料及びいわゆる品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。
 - (3) 買付けを行った者が仮想通貨交換業者に支払う買委託手数料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。
 - (4) 買付けを行った者が仮想通貨交換業者から支払を受けるいわゆる品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。

【解説】

- 1 仮想通貨信用取引に係る譲渡利益額は、仮想通貨の売付けに係る対価の額がその買付けに係る対価の額を超える場合のその超える部分の金額とされており、仮想通貨信用取引に係る譲渡損失額は、仮想通貨の買付けに係る対価の額がその売付けに係る対価の額を超える場合のその超える部分の金額とされている（法 61①、法令 118 の 6 ⑨）。
また、その譲渡損益の計上時期については、仮想通貨信用取引の方法により、仮想通貨の買付けをし、その後その仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の売付けをして決済をする場合には、その売付けに係る契約をした日の属する事業年度において、仮想通貨信用取引の方法により、仮想通貨の売付けをし、その後その仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をする場合には、その買付けに係る契約をした日の属する事業年度においてその譲渡利益の額又は譲渡損失の額を益金の額又は損金の額に算入することとされている（法 61①、法規 26 の 9 九）。
- 2 ところで、法人が仮想通貨信用取引の方法により仮想通貨の売付け又は買付けを行った場合には、その取得に付随して仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律第 2 条第 7 項《定義》に規定する仮想通貨交換業を行う者をいう。）との間で、仮想通貨信用取引における買付けに係る買委託手数料や利息相当額（金利に相当する額）の支払、いわゆる品貸料の授受、または、仮想通貨信用取引における売付けに係る買委託手数料やいわゆる品貸料の支払、利息相当額（金利に相当する額）の授受が行われることが考えられる。

3 そこで、本通達において、これらの付随的に授受される費用等の取扱いを明らかにしている。

(1) 本通達の(1)は、仮想通貨信用取引により、仮想通貨の売付けをし、その後にその仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をする場合において生じる収益の取扱いを定めている。ここでいう金利に相当する額とは、その売付けをした仮想通貨に係る対価の額に相当する金額は信用の担保として仮想通貨交換業者が一旦預かることになるが、その後に買付けをして決済を行うときに、その担保として預かっていた金額は利息を付して返却されることとなり、その支払を受ける金利に相当する額を想定している。この支払を受ける金利に相当する額は、仮想通貨信用取引に付随的に生ずる収益であることから、譲渡対価である売付けに係る対価の額に含めることとしている。

ただし、この支払を受ける金利に相当する額は、受取利息の性格を有するものでもあることから、継続適用を条件として、その発生する期間に応じた収益とすることができることとしている（本通達の本文ただし書）。

(2) 本通達の(2)は(1)と同じく、仮想通貨信用取引により、仮想通貨の売付けをし、その後にその仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の買付けをして決済をする場合において生ずる費用の取扱いを定めている。ここでいう買委託手数料とは、その買付けをして決済をする際に仮想通貨交換業者に支払う委託手数料を想定している。また、いわゆる品貸料とは、仮想通貨の売付けをする際に仮想通貨交換業者から借り入れた仮想通貨に対して発生する品貸料を想定している。これらは、仮想通貨信用取引に付随的に生ずる費用であることから、譲渡原価である買付けに係る対価の額に含めることとしている。ただし、いわゆる品貸料は、借り入れた仮想通貨の賃借料の性格を有するものでもあることから、継続適用を条件として、その発生に応じて費用とすることができることとしている（本通達の本文ただし書）。

(3) 本通達の(3)は、仮想通貨信用取引により、仮想通貨の買付けをし、その後にその仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の売付けをして決済をする場合において生ずる費用の取扱いを定めている。ここでいう買委託手数料とは、その買付けをする際に仮想通貨交換業者に支払う委託手数料を想定している。また、金利に相当する額とは、仮想通貨の買付け資金を仮想通貨交換業者から借り入れたことに対して発生する金利に相当する額を想定している。これらは、仮想通貨信用取引に付随的に生ずる費用であることから、譲渡原価である買付けに係る対価の額に含めることとしている。ただし、金利に相当する額は、借り入れた資金に対して支払う支払利息の性格を有するものでもあることから、継続適用を条件として、その発生する期間に応じた費用とすることができることとしている（本通達の本文ただし書）。

(4) 本通達の(4)は(3)と同じく、仮想通貨信用取引により、仮想通貨の買付けをし、その後にその仮想通貨と種類を同じくする仮想通貨の売付けをして決済をする場合において生ずる収益の取扱いを定めている。ここでいういわゆる品貸料とは、その買付けた仮想通貨は信用の担保として仮想通貨交換業者が一旦預かることになるが、その後に売付けをして決済を行うときに、その仮想通貨交換業者が預かっていた仮想通貨は返却されることとなり、その際に支払を受ける品貸料を想定している（つまり、買付けた仮想通貨を仮想通貨交換業者に貸し付けていたということ。）。この支払を受けるいわゆる品貸料は、仮想通

貨信用取引に付随的に生ずる収益であることから、譲渡対価である売付けに係る対価の額に含めることとしている。ただし、いわゆる品貸料の額は、貸し付けた仮想通貨の賃貸料の性格を有するものでもあることから、継続適用を条件として、その発生に応じて収益とすることができることとしている（本通達の本文ただし書）。

- 4 なお、連結納税制度においても同様の取扱い（連基通 2－3－58）を定めている。